

## 中外合作経営企業法

1988年4月13日第7期全国人民代表大会第1回会議採択

2000年10月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議改正

2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議改正

同日国家主席令第12期第51号により公布 2016年10月1日施行

第1条 対外経済協力及び技術交流を拡大し、外国の企業その他経済組織又は個人（以下「外国合作者」という。）が平等互惠の原則に従い、中華人民共和国の企業その他経済組織（以下「中国合作者」という。）と中国国内で、中外合作経営企業（以下「合作企業」という。）を共同で設立・運営することを促進するため、特にこの法律を制定する。

第2条 中外合作者は、合作企業を設立・運営する場合には、この法律の規定により、合作企業契約に投資又は合作条件、収益又は生産物の分配、リスク及び欠損の分担、経営管理の方式並びに合作企業終了時の財産の帰属等の事項を定めなければならない。

2 合作企業は、法人の条件に関する中国の法律の規定に適合する場合には、法により中国の法人格を取得する。

第3条 国は、法により、合作企業及び中外合作者の適法な権益を保護する。

2 合作企業は、必ず中国の法律及び法規を遵守しなければならない。中国の社会的公共利益を損なってはならない。

3 国の関係機関は、法により合作企業に対して監督を実施する。

第4条 国は、製品輸出の、又は技術が先進的な生産型合作企業の設立・運営を奨励する。

第5条 合作企業の設立申請については、中外合作者が締結した協議書、契約及び定款等の文書を国務院の対外経済貿易主管部門又は国務院が授権する部門及び地方政府（以下「審査・認可機関」という。）に報告し、審査・認可を受けなければならない。審査・認可機関は、申請受理の日から45日以内に、認可し、又は認可しない旨を決定しなければならない。

第6条 合作企業設立の申請が認可された後には、認可証書受領の日から30日以内に工商行政管理機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。合作企業の営業許可証の発行日は、これを企業の設立日とする。

2 合作企業は、設立の日から30日以内に、税務機関に対し税務登記手続をしなければならない。

第7条 中外合作者は、合作期間内に、合作企業契約の重大な変更について協議し合意した場合には、審査・認可機関に報告し認可を受けなければならない。変更内容が法定の工商登記項目又は税務登記項目にかかわる場合には、工商行政管理機関又は税務機関に対し変更登記手続をしなければならない。

第8条 中外合作者の投資し、又は提供する合作条件は、現金、現物、土地使用権、工業所有権、非特許技術その他の財産上の権利であることができる。

第9条 中外合作者は、法律及び法規の規定並びに合作企業契約の約定により、期間どおりに投資をすべて払い込む義務又は合作条件を提供する義務を履行しなければならない。期間を徒過して履行しない場合には、工商行政管理機関が期限を定めて履行させる。当該期限が到来し、なお履行しなかったときは、審査・認可機関及び工商行政管理機関が国の関係規定により処理する。

2 中外合作者の投資し、又は提供する合作条件については、中国の登録会計士又は関係機関が検査し、かつ、証明書を発行する。

第10条 中外合作者の一方が合作企業契約におけるその権利又は義務の全部又は一部を譲渡する場合には、必ず相手方の同意を経て、かつ、審査・認可機関に報告し認可を受けなければならない。

第11条 合作企業は、認可を経た合作企業契約及び定款により、経営管理活動を行う。合作企業の経営管理自主権は、干渉を受けない。

第12条 合作企業は、董事会又は連合管理機構を設置し、合作企業の契約又は定款の規定により、合作企業の重大問題を決定させなければならない。中外合作者の一方が董事会の董事長又は連合管理機構の主任を担任する場合には、他の一方が副董事長又は副主任を担任する。董事会又は連合管理機構は、総経理を任命し、又は招聘し、合作企業の日常的経営管理業務につき責任を負わせる旨を決定することができる。総経理は、董事会又は連合管理機構に対して責任を負う。

2 合作企業が設立後に、経営管理を中外合作者以外の第三者に委託する場合には、必ず董事会又は連合管理機構の一致した同意を経て、審査・認可機関に報告し認可を受け、かつ、工商行政管理機関に対し変更登記手続をしなければならない。

第13条 合作企業の職員・労働者の採用、解雇、報酬、福利、労働保護及び労働保険等の事項については、法により契約の締結を通じて定めなければならない。

第14条 合作企業の職員・労働者は、法により労働組合組織を設立し、労働組合活動を展開し、職員・労働者の適法な権利及び利益を維持・保護する。

2 合作企業は、当該企業の労働組合のため、必要な活動条件を供与しなければならない。

第15条 合作企業は、必ず中国国内に会計帳簿を備え付け、規定により財務諸表を報告・送付し、かつ、財政税務機関の監督を受けなければならない。

2 合作企業が前項の規定に違反し、中国国内に会計帳簿を備え付けない場合には、財政税務機関は罰金に処することができ、工商行政管理機関は営業の停止を命じ、又はその営業許可証を取り消すことができる。

第16条 合作企業は、営業許可証に基づき、国の外国為替管理機関が外国為替業務の経営を許可した銀行その他の金融機関に外国為替口座を開設しなければならない。

2 合作企業の外国為替に係る事項は、国の外国為替管理に関する規定によりこれを処理する。

第17条 合作企業は、中国国内の金融機関から借入れをすることができ、また中国国外において借入れをすることもできる。

2 中外合作者が投資又は合作条件として用いる借入金及びその担保については、各当事者が自ら解決する。

第18条 合作企業の各種保険については、中国国内の保険機関に付保しなければならない。

第19条 合作企業は、認可された経営範囲内で、当該企業の必要とする物資を輸入し、

当該企業の生産する製品を輸出することができる。合作企業が認可を経た経営範囲内で必要とする原材料及び燃料等の物資は、公平かつ合理の原則に従い、国内市場で、又は国際市場でこれを購入することができる。

第 20 条 合作企業は、税収に関する国の規定により税金を納付するものとし、かつ、税の軽減又は免除の優遇措置を享受することができる。

第 21 条 中外合作者は、合作企業契約の約定により、収益又は生産物を分配し、リスク及び欠損を負担する。

2 中外合作者は、合作企業のすべての固定資産が合作期間満了の時に中国合作者の所有に帰する旨を合作企業契約に約定する場合には、合作企業契約において、合作期間内に外国合作者が投資の回収を先行させるという方法を約定することができる。合作企業契約において、外国合作者が所得税を納付する前に投資を回収するよう約定する場合には、必ず財政税務機関に申請を提出し、財政税務機関により国の税収に関する規定により審査・承認されなければならない。

3 前項の規定により、外国合作者が合作期間内に投資の回収を先行させる場合には、中外合作者は、関係法律の規定及び合作企業契約の約定により、合作企業の債務に対し責任を負わなければならない。

第 22 条 外国合作者が法律に規定し、及び合作企業契約に約定した義務を履行した後に取得する利益その他の適法な収入及び合作企業終了の時に取得する資金は、法により、これを国外に為替送金することができる。

2 合作企業の外国国籍の職員・労働者の賃金収入その他の適法な収入は、法により個人所得税を納付した後に、これを国外に為替送金することができる。

第 23 条 合作企業は、期間が満了し、又は中途終了した場合には、法定手続により、資産及び債権・債務につき清算をしなければならない。中外合作者は、合作企業契約の約定により、合作企業の財産の帰属を確定しなければならない。

2 合作企業は、期間が満了し、又は中途終了した場合には、工商行政管理機関及び税務機関に対し抹消登記手続をしなければならない。

第 24 条 合作企業の合作期間については、中外合作者が協議し、かつ、合作者企業契約に明記する。中外合作者は、合作期間の延長につき合意した場合には、合作期間の満了する 180 日前までに、審査・認可機関に申請を提出しなければならない。審査・認可機関は、申請受理の日から 30 日以内に認可し、又は認可しない旨を決定しなければならない。

第 25 条 合作企業の設立・運営が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわらない場合には、第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条第 2 項及び前条所定の審査・認可事項については、ファイリング管理を適用する。国の規定する参入許可に係る特別管理措置については、国务院が発布し、又は発布を承認する。

第 26 条 中外合作者は、合作企業の契約又は定款の履行をめぐって紛争が生じた場合には、協議又は調停によって解決しなければならない。中外合作者が協議若しくは調停による解決を望まず、又は協議若しくは調停が不調となった場合には、合作企業契約中の仲裁条項又は事後に達成した書面による仲裁合意により、中国の仲裁機構その他の仲裁機構に仲裁を申し立てることができる。

2 中外合作者は、合作企業契約において仲裁条項を締結しておらず、かつ、事後に書面による仲裁合意を達成していない場合には、中国の裁判所に訴えを提起することができる。

第 27 条 国务院の対外経済貿易主管部門は、この法律に基づいて実施細則を制定し、国务院の承認を受けた後に施行する。

第 28 条 この法律は、公布の日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所